

事 務 連 絡  
平成 28 年 3 月 31 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

保険薬局の指定について

今般、「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（平成28年3月31日保医発0331第6号）により、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第2条の3第1項に規定する保険医療機関との一体的な構造に係る解釈が変更され、平成28年10月1日から適用されることとなったところだが、今般の取扱いに係る具体例を別紙1のとおりお示しするので、保険薬局の指定に係る業務に当たっての参考とされたい。また、同通知に規定する保険医療機関との一体的な経営に当たらないことを確認する際に申請者に求める書類の例を別紙2のとおりお示しするので、保険薬局の指定更新時等に併せて活用されたい。